

課係
育体
26-6005

参加者募集

健康づくりのためのグラウン
ドゴルフ教室を開きます。併せ
て保健婦による健康チェックを
行います。お近くの会場へどう
ぞ。

- とき・ところ
- ・5/25(金) 通中グラウンド
- ・5/29(火) 俵山多目的交流広場
- ・5/30(水) 小河内公園グラウンド
- ・6/1(金) 仙中グラウンド

- 申込期限 各開催日の2日前
- 申し込み 体育係または各公民館

5月21日～27日 春の行政相談週間

—お気軽にご相談ください—

国の役所の仕事などについて、「気になっていることや困っていることがある」、「制度や手続きがわからない」などといった相談ごとをお持ちの人は、お気軽にご相談ください。

長門市の行政相談委員は

開作一明さん(板持4区)

☎22-1823です。

毎月第4水曜日に物産観光センターで相談所を開設しています。

山口行政評価事務所(☎083-932-1100)でも行政相談を受け付けています。

課係
福祉
23-1156

6月1日から法改正

児童手当の所得制限が緩和されます

所得制限の引き上げにより、今まで受給していない人も受給できる場合があります。新たに対象となる人は、5月末日までに認定請求書を提出してください。

●児童手当を受給できる人

- 義務教育就学前児童(平成7年4月2日以降に生まれた児童)を養育している人で、前年分の所得が一定額未満の人
- 児童手当を受取るには

児童手当は申請がないと支給されません
申請書の他に必要に応じて添付書類を提出していただきます

●平成13年度 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	
	国民年金等の加入者	厚生年金等の加入者
0人	301	460
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

●児童手当を受けている人は

毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなり、まずのご注意ください。

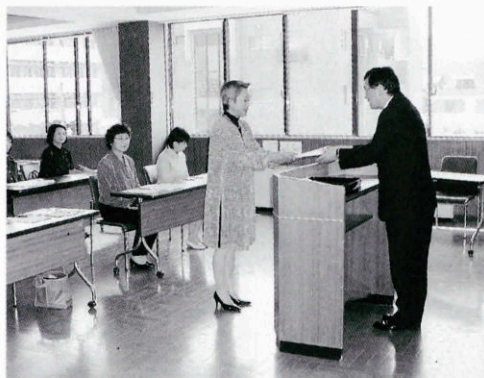
●児童手当額

- 第1子および第2子 月額 5,000円
- 第3子以降1人につき 月額 10,000円

課係
商工
23-1136

消費者と行政のパイプ役

各種モニター決まる



- 河村倫世 (藤中区)
- 大黒谷茂子 (江良区)
- 古藤睦美 (江良区)
- 田中輝子 (正明市3区)
- 田金笑子 (下川西区)
- 大西美枝 (下川西区)
- 松本さゆみ (後ヶ迫区)
- 坂倉菊子 (湯町区)
- 山口県くらしの相談員
- 奥田富男 (新開町区)
- 国民生活モニター
- 和田小夜子 (祇園町区)
- 山口県価格調査員
- 山口幸栄 (上川西2区)
- 山口県商品量目監視員
- 吉津玲子 (祇園町区)
- 林 良恵 (正明市1区)
- 経済産業政策モニター
- 重広須佐子 (小河内区)

平成13年度の各種モニターが決まり、長門市消費生活モニターについては、4月17日松林市長から委嘱状が交付されました。消費生活モニターは、市の消費者行政に関する施策のほか、市民の消費生活の実態について、広く消費者の意見を聞き、行政に反映させることを目的に設置されたもので、消費者と行政のパイプ役としての役割を担っています。お気軽にモニターまで、ご意見をお寄せください。

長門市消費生活モニター

- 荒川陽子 (通1区)
- 浜野靖子 (白濁3区)
- 中谷知恵 (本町区)

5月1日号広報11ページ「ပါတタイム栄養士の登録募集」中の申込期限5/30は誤りで、随時登録を受け付けています。お詫びして訂正します。